

## はじめに

この「青梅市こども計画」は、こども基本法の基本理念を踏まえるとともに、「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」および同計画に包含する「次世代育成」、「子ども・若者育成」、「こどもの貧困対策」の諸事業に加え、新たに「少子化対策」を盛り込み、こども大綱が示す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策への取り組みについて、令和7年度を初年度とする令和11年度までの5年間の計画としてまとめたものです。

計画の策定にあたっては、保護者や中学生・高校生を対象としたこども・子育て推進に関する実態調査や、小学生から高校生までを対象としたこどもアンケート、18歳から39歳までを対象とした若者アンケートを実施いたしました。加えて、小・中学生、高校生、若者から直接意見を聞く機会を設け、パブリックコメントの実施を経て、多くのこどもたちや市民の皆さまの意見を取り入れた計画といたしました。

この計画におけるこども施策を着実に実施し、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく「こどもがまんなかの

まちづくり」の実現に向け、未来を担う青梅市に関わる全てのこどもたちの幸福な成長と自己実現を促進していきたいと考えております。

なお、第7次青梅市総合長期計画で定めた「青梅市こども基本条例（仮）」の制定については、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、こどもや若者、市民との対話を積み重ね、作り上げていきたいと考えております。

結びに、この計画の策定にあたり御尽力いただきました青梅市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、各種調査や意見聴取に御協力をいただきました多くのこどもたちや市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

青梅市長  
大勢待 利 明



# 目次

	ページ		ページ
第1章 計画の策定にあたって		第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
1 計画策定の背景と目的	6	1 子ども・子育て支援法にもとづく基本指針の改正	80
2 計画の位置づけ	8	2 制度の事業体系	80
3 計画の対象年齢	9	3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	84
4 計画の期間	9	4 教育・保育の提供区域	86
5 計画の策定体制	10	5 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保の内容に関する事項	88
6 国や都の動向	12	6 施設型給付	89
第2章 こども・子育てを取り巻く状況		7 地域型保育給付	94
1 青梅市の状況	16	8 相談支援	96
2 統計データからみられる状況	17	9 訪問系事業	98
3 実態調査結果からみえる現状	29	10 通所系事業	100
4 従前計画の進捗状況	38	11 その他事業	111
5 本計画で取り組むべき課題	40		
第3章 計画の基本的な考え方		第6章 計画の推進体制	
1 計画の基本方針	44	1 計画の推進	116
2 計画の目指すところ	45	2 計画推進の連携体制	118
3 計画の構成	46	3 こどもの権利を尊重する地域社会の形成	119
4 計画全体の指標	56		
第4章 こども・子育て支援施策の具体的な展開		資料編	122
1 こどものウェルビーイングを実現します	58		
2 こどもの成長に応じた子育て・保育を支援します	66		
3 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します	74		

※計画書文中の「こども」や「子ども」等の表記は、国の判断基準に則し、特別な場合を除き「こども」を用いています。法令に根拠がある語や固有名詞等については、そのとおりの記載としています。  
※令和6年度までは「青梅市子ども・子育て会議」でしたが、令和7年度からの「こども計画」開始に伴い条例を改正し「青梅市こども・子育て会議」に改称しています。